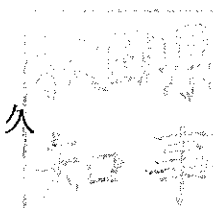


平成28年度 議案第3号

秋田県都市計画審議会会長 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久



建築基準法第51条ただし書の
規定に基づく建築物の敷地の
位置の許可について

(特定行政庁秋田市長)

建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築許可について（諮問）

このことについて、特定行政庁秋田市長から依頼がありましたので、別紙のとおり秋
田県都市計画審議会に付議します。

産業廃棄物処理施設の建築位置の決定（秋田市）

平成28年5月25日審議

秋田県都市計画審議会会長

許可申請書（建築物）

（第一面）



建築基準法第51条ただし書きの規定による許可を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

特定行政庁 秋田市長 穂積志 様

平成28年2月4日

申請者氏名 秋田協同清掃株式会社
代表取締役 松川一浩



【1. 申請者】

【イ. 氏名のフリガナ】 アキタキョウドウセイソウカブシキガイシャ
ダイヒョウトリシマリヤクマツカワカズヒロ
【ロ. 氏名】 秋田協同清掃株式会社 代表取締役松川一浩
【ハ. 郵便番号】 010-1612
【ニ. 住所】 秋田市新屋豊町4番30号
【ホ. 電話番号】 018-864-7300

【2. 設計者】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 () 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 () 号
【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】

※手数料欄			
¥.160,000.- (現金)			
※受付	※消防関係同意欄	※決裁欄	※許可番号欄
平成 28 年 2 月 4 日			平成 年 月 日
係員印			第 号
			係員印
※公告欄	※公開による意見の 聴取の期日欄	※建築審査会同意欄	※都道府県都市計画 審議会又は市町村都 市計画審議会
平成 年 月 日	平成 年 日		平成 年 月 日
第 号	第 号		第 号
係員印	係員印		係員印

（第二面）

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】 秋田市河辺戸島字七曲台120-95

【2. 住居表示】

【3. 防火地域】 ☐ 防火地域 ☐ 準防火地域 ☒ 指定なし

【4. その他の区域、地域、地区又は街区】

【5. 道路】

【イ. 幅員】 全幅16.000m
【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 96.609m

【6. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) (7,000.02㎡) () ()
(2) () () ()
【ロ. 用途地域等】 (工業専用地域) ()
【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】
(200.00) ()
【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率】
(60.00) ()
【ホ. 敷地面積の合計】 (1) 7,000.02㎡
(2)
【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 200.00
【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 70.00
【チ. 備考】

【7. 主要用途】 (区分 08620) 産業廃棄物処理場 (RPF・堆肥製造施設)

【8. 工事種別】

☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☒ 用途変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替

【9. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)
【イ. 建築面積】 (448.80㎡) (135.85㎡) (584.65㎡)
【ロ. 建ぺい率】 8.36%

【10. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)
【イ. 建築物全体】 (448.80㎡) (135.85㎡) (584.65㎡)
【ロ. 地階の住宅の部分】 () () ()
【ハ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】 () () ()
【ニ. 自動車車庫等の部分】 () () ()
【ホ. 備蓄倉庫の部分】 () () ()
【ヘ. 蓄電池の設置部分】 () () ()
【ト. 自家発電設備の設置部分】 () () ()
【チ. 貯水槽の設置部分】 () () ()
【リ. 住宅の部分】 () () ()
【ヌ. 延べ面積】 584.65㎡
【ル. 容積率】 8.36%
【11. 建築物の数】
【イ. 申請に係る建築物の数】 1
【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】 2

【12. 工事着手予定年月日】 平成28年7月1日

【13. 工事完了予定年月日】 平成28年7月1日

【14. その他必要な事項】

【15. 備考】 稼働時間延長(8時間→12時間)に伴い、処理能力(4.8トン/日→7.2トン/日)の変更。

(第三面)

建築物別概要

【1. 番号】 1

【2. 工事種別等】

☐新築

☐増築

☐改築

☐移転

☒用途変更

☐大規模の修繕

☐大規模の模様替

☒既設

【3. 構造】鉄骨造

【4. 高さ】

【イ. 最高の高さ】 8, 950mm

【ロ. 最高の軒の高さ】 8, 450mm

【5. 階別用途別床面積】

【イ. 階別用途別】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(1 階)	(08620)	(R P F 製造施設)	(448. 80㎡)	()	(448. 80㎡)
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()

【ロ. 用途別】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(08620)	(R P F 製造施設)	(448. 80㎡)	()	(448. 80㎡)	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】

(第三面)

建築物別概要

【1. 番号】 2

【2. 工事種別等】

☐新築

☐増築

☐改築

☐移転

☐用途変更

☐大規模の修繕

☐大規模の模様替

☒既設

【3. 構造】木造

【4. 高さ】

【イ. 最高の高さ】 4, 130mm

【ロ. 最高の軒の高さ】 3, 305mm

【5. 階別用途別床面積】

【イ. 階別用途別】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(階)	(08470)	(事 務 所)	(55. 05㎡)	(55. 05㎡)	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()

【ロ. 用途別】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(08470)	(事 務 所)	(55. 05㎡)	(55. 05㎡)	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】

3-3

建築物別概要

【1. 番号】 3

【2. 工事種別等】

☐新築

☐増築

☐改築

☐移転

☐用途変更

☐大規模の修繕

☐大規模の模様替

☒既設

【3. 構造】鉄骨造

【4. 高さ】

【イ. 最高の高さ】 4,135mm

【ロ. 最高の軒の高さ】 4,000mm

【5. 階別用途別床面積】

【イ. 階別用途別】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(階)	(08620)	(堆肥化施設)	()	(80.80㎡)	(80.80㎡ ・)
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()

【ロ. 用途別】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
()	(08620)	(堆肥化施設)	()	(80.80㎡)	(80.80㎡ ・)
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】

付議依頼理由書

- 1 本件処理施設は、一日8時間稼働し4.8トンの処理能力を有する廃プラスチック類の破碎施設であり、産業廃棄物処理施設として、平成21年から稼働しているものです。
- 2 これまでは、破碎する数量が5トン以下であったため、建築基準法施行令（以下「令」）第130条の2の2の規定により稼働時に許可を受ける必要はなかったものです。
- 3 今後、一日の稼働時間を12時間とし、7.2トンの破碎処理をしようと計画していることから、廃棄物処理法施行令第7条第7号に規定する産業廃棄物処理施設に該当し、建築基準法（以下、「法」という。）第51条の「その他政令で定める処理施設」として位置の制限を受けることとなります。
→参考①
- 4 都市計画区域内においては、産業廃棄物処理施設は都市計画で位置が決定しているか、法第51条ただし書きによる許可を得るか、または政令で定める規模としなければならないものであるが、本施設は都市計画で位置決定されたものではなく、政令で定める規模も超えていることから、法第51条ただし書きに基づき許可申請がなされたものです。
→参考②
- 5 産業廃棄物処理施設に関する都市計画を定める者は、都市計画法第15条第1項第五号、同施行令第9条第2項第七号の規定により都道府県であることから、「秋田県都市計画審議会」の議を経ることが必要となります。
→参考③

以上のことから許可申請受理後の手続きとして、秋田県都市計画審議会に付議依頼するものです。

参考①

建築基準法第51条（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令（※1）で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画に上支障がないと認めて許可した場合又は政令（※2）で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

（※1）建築基準法施行令第130条の2の2

（※2）建築基準法施行令第130条の2の3

建築基準法施行令第130条の2の2（位置の制限を受ける処理施設）

（抜粋）

法第51条本文の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

二 次に掲げる処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第一号 から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条（産業廃棄物処理施設）

（抜粋）

七 廃プラスチック類の破碎施設であつて、一日当たりの処理能力が五トンを超えるもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条（産業廃棄物）

（抜粋）

十三 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、前各号に掲げる廃棄物（第一号から第三号まで、第五号から第九号まで及び前号に掲げる廃棄物にあつては、事業活動に伴つて生じたものに限る。）又は法第二条第四項第二号 に掲げる廃棄物を処分するために処理したものであつて、これらの廃棄物に該当しないもの

参考②

建築基準法施行令第130条の2の3（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和）

（抜粋）

法第51条ただし書の規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるものとする。

三 工業地域又は工業専用地域内における産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物に係る新築、増築又は用途変更（第6号に該当するものを除く。）1日当たりの処理能力（増築又は用途変更後の処理能力）が当該処理施設の種類に応じてそれぞれ次に定める数値以下のもの

チ 廃プラスチック類の破碎施設 6トン

参考③

都市計画法第15条（都市計画を定める者）

（抜粋）

次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。

五 一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区として政令で定めるもの又は一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設若しくは根幹的都市施設として政令で定めるものに関する都市計画

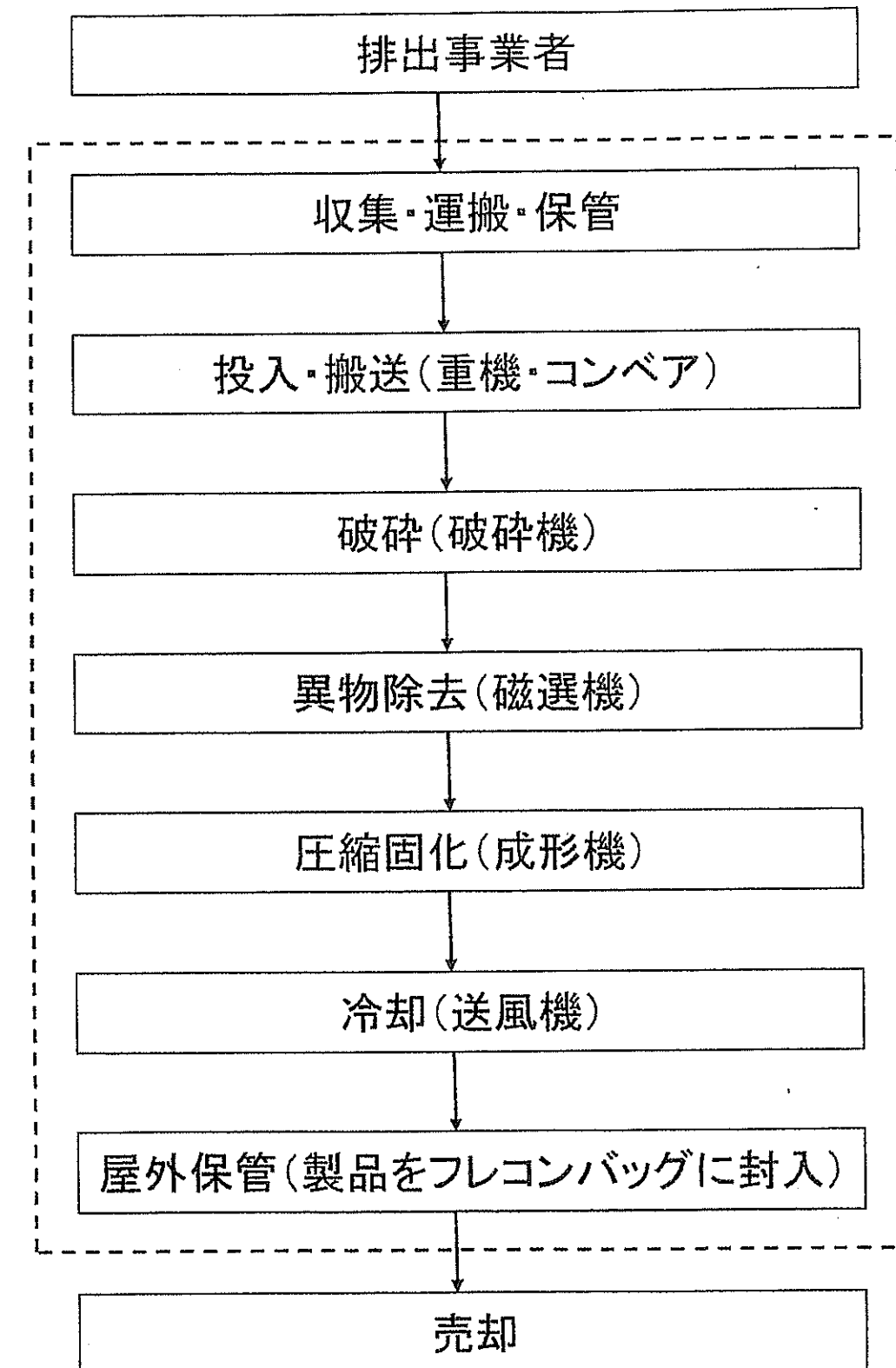
都市計画法施行令第9条（都道府県が定める都市計画）

（抜粋）

2 法第15条第1項第五号の広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

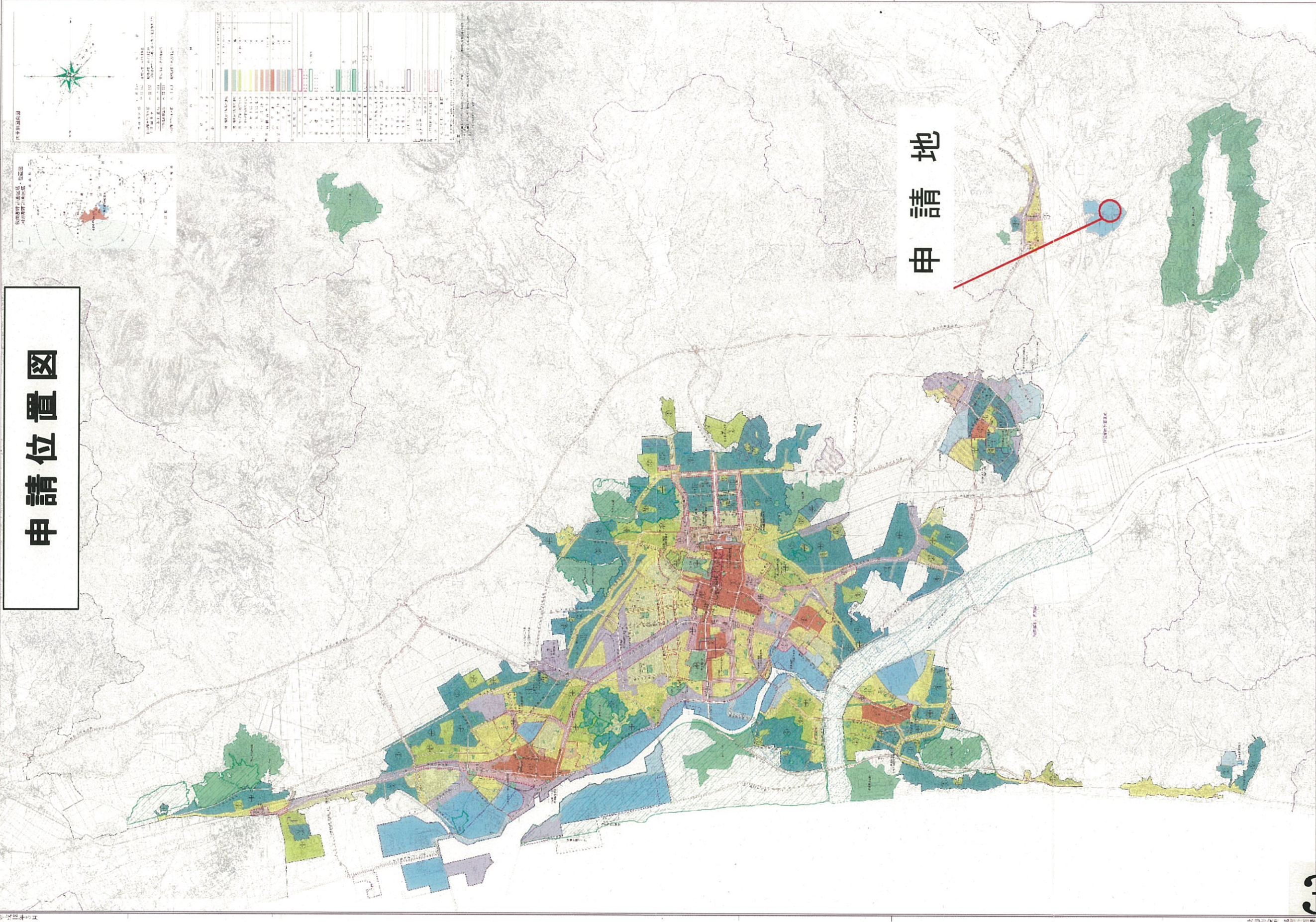
七 産業廃棄物処理施設

破碎・圧縮固化作業フローシート



[] 枠内は弊社業務

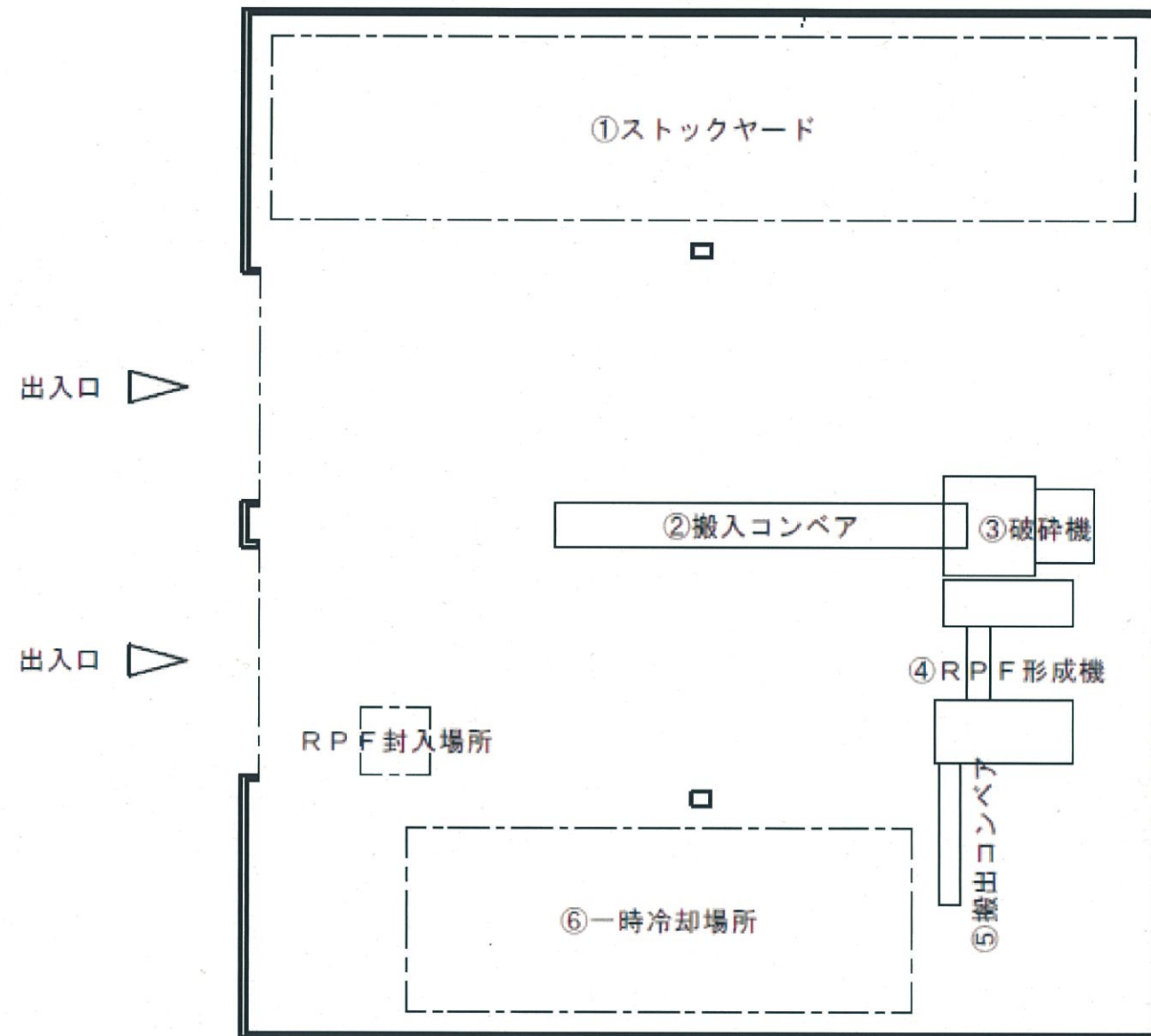
申請位置圖



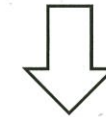
周 边 图



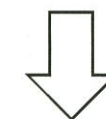
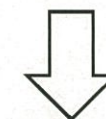
破碎処理工程図



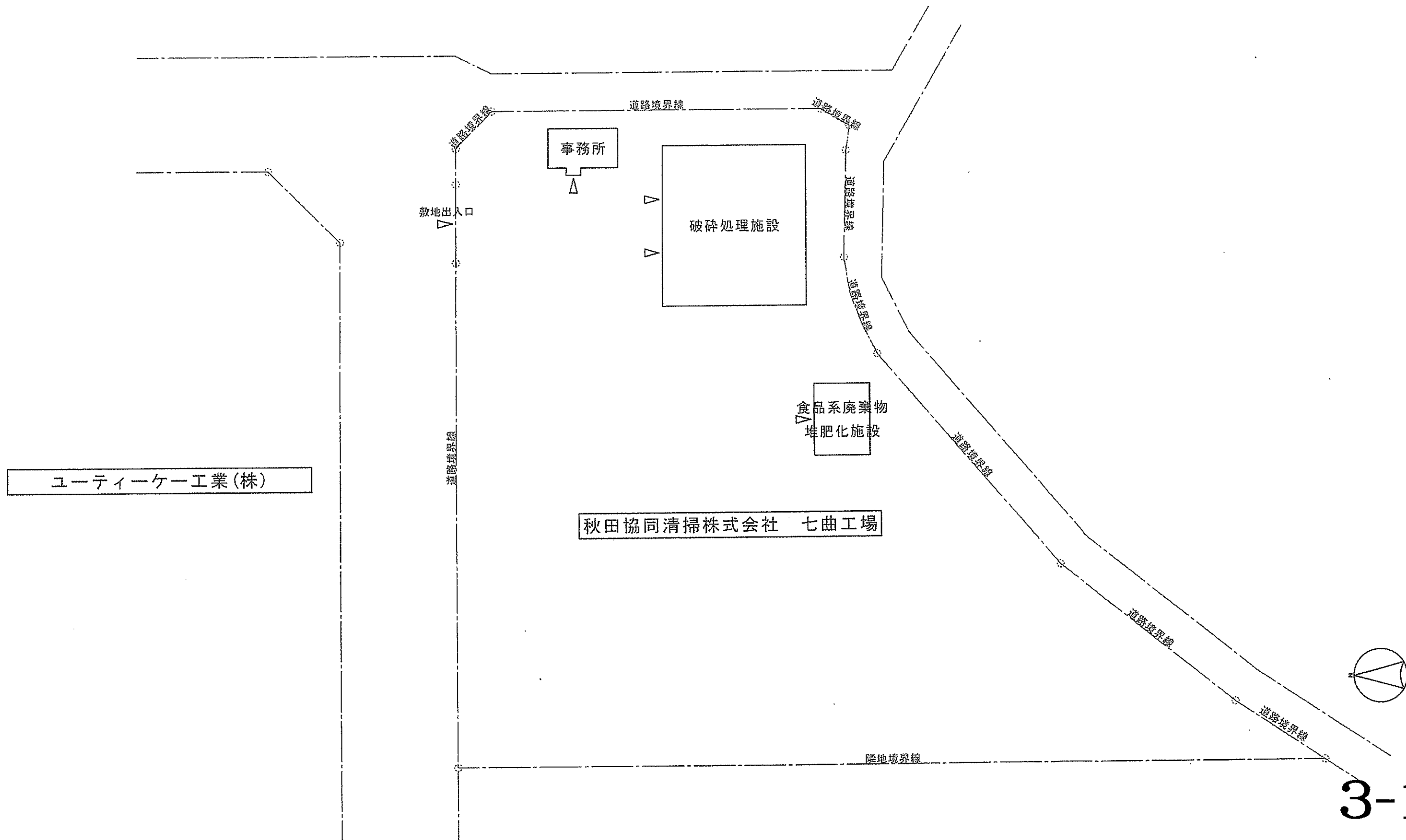
①ストックヤード



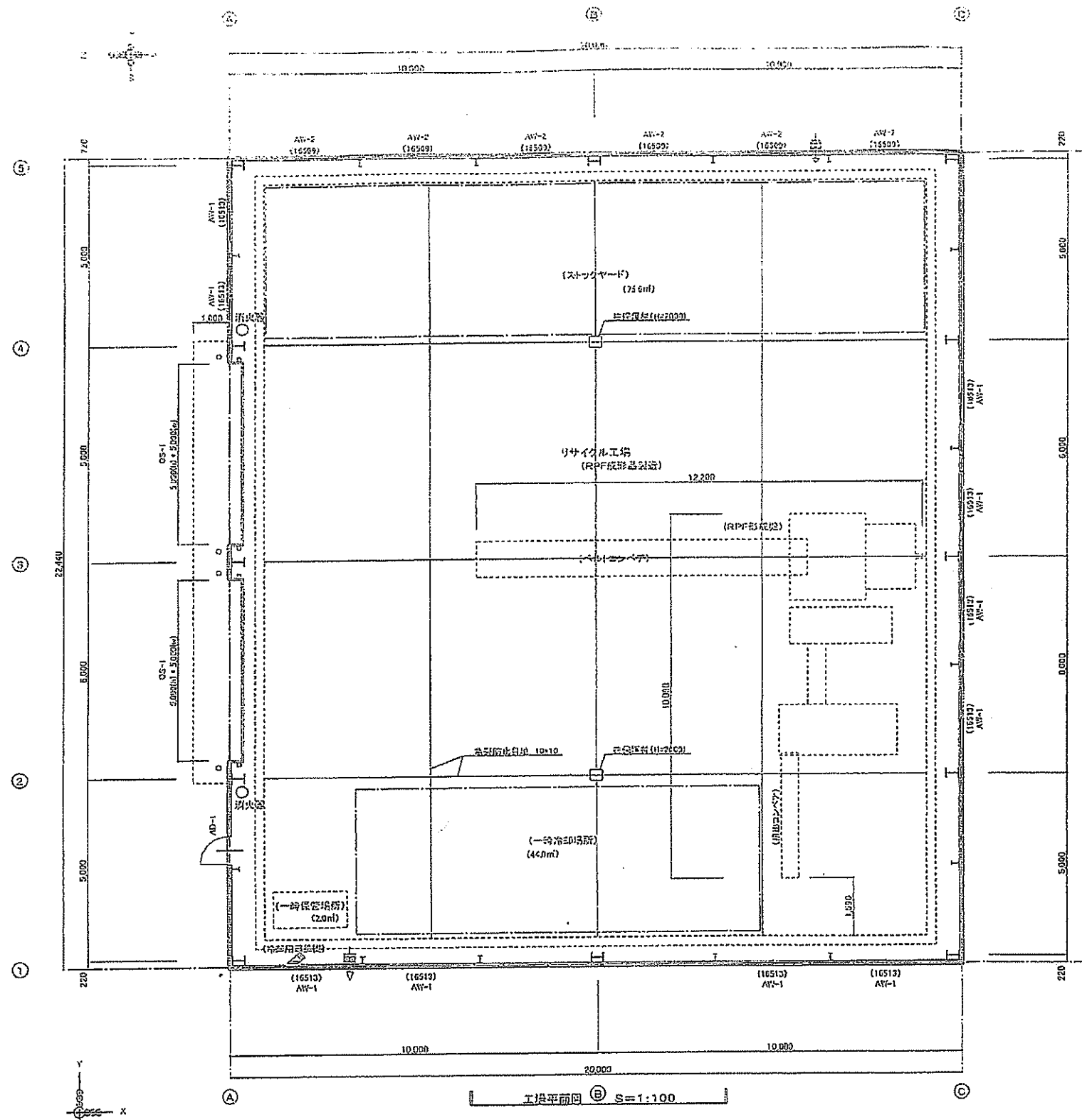
②搬入コンベア
③破碎機
④RPF形成機
⑤搬出コンベア



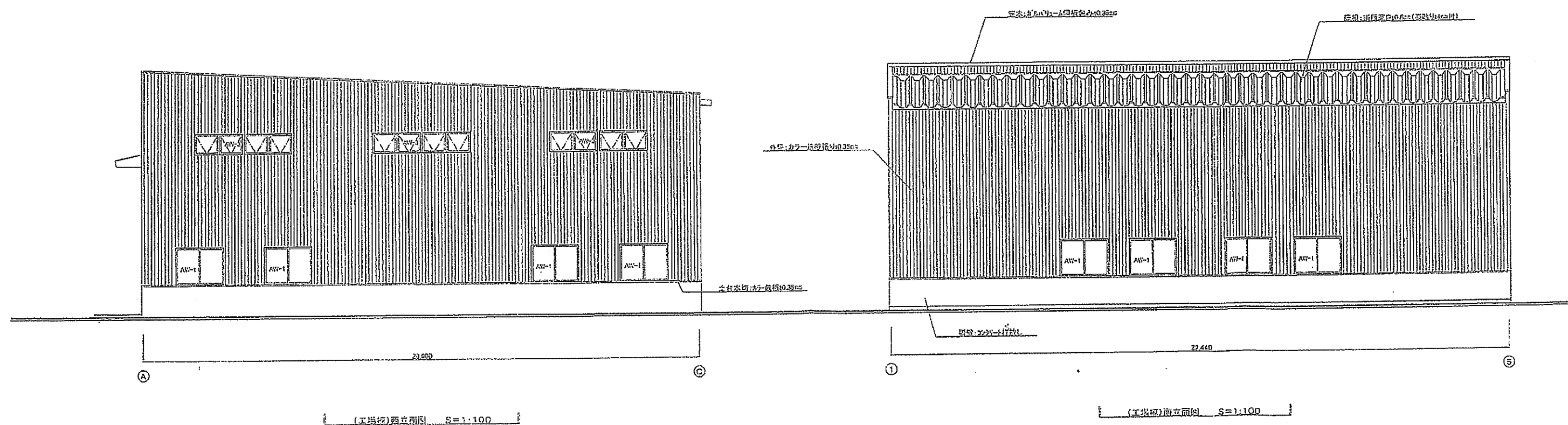
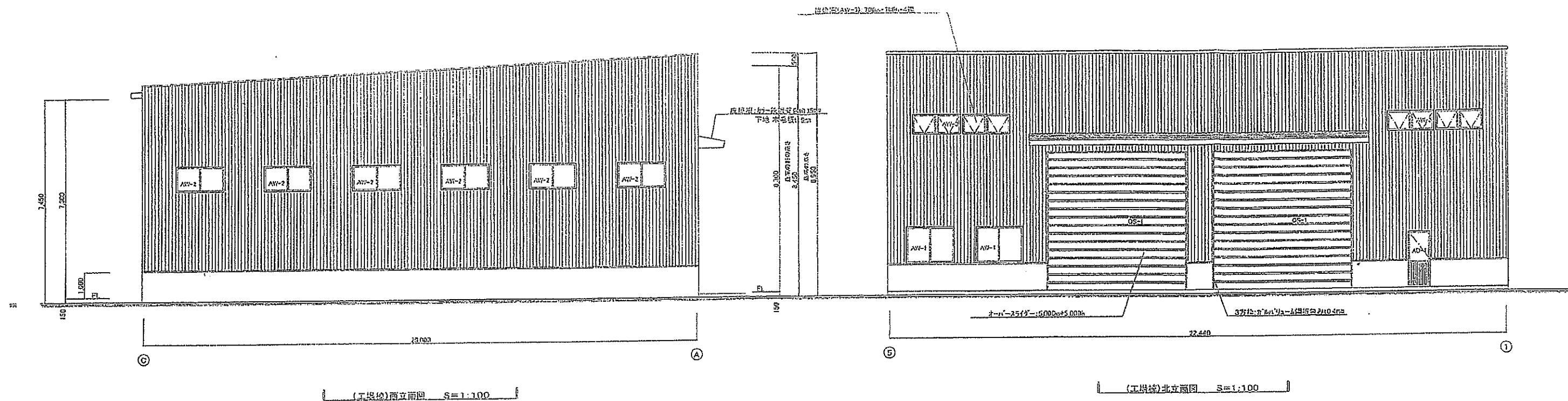
⑥一時冷却場所



配置図

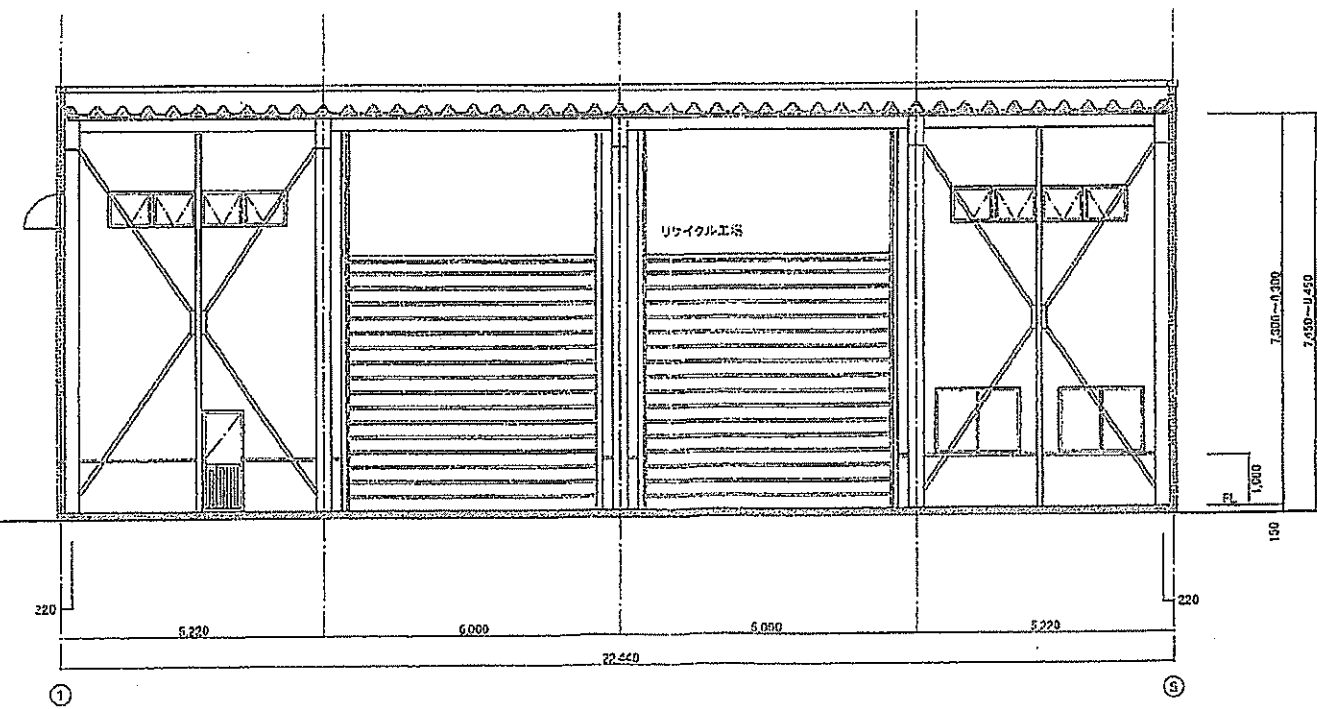
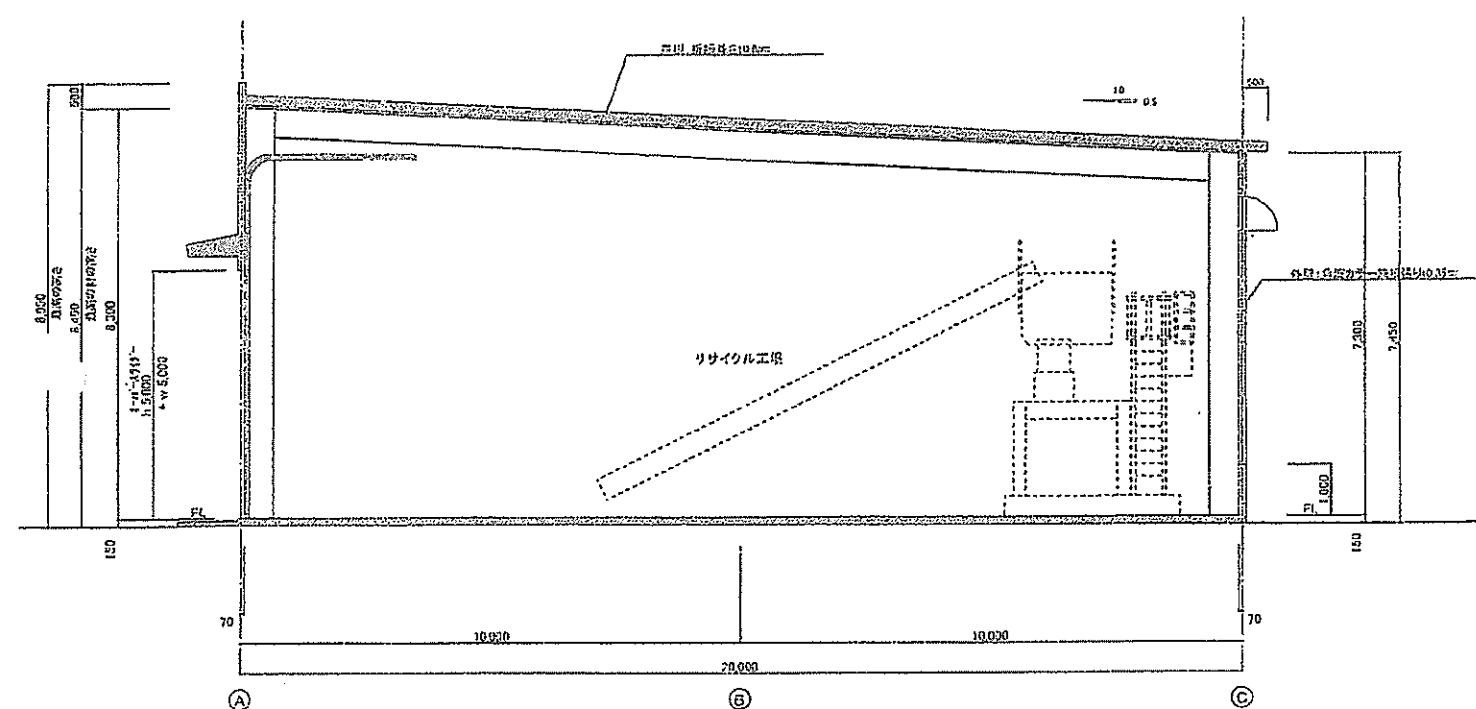


工事仕上表		
外	工 場 地 盤	新設地盤 (既設地盤に付 1.0m) 土 0.6m H=165m 以下
	同 上 地 盤 保 護	カラーコンクリート舗装 土 0.35m 下地 (37mm) 6-7 (79) 940 145 地盤面高 12cm (既設地盤)
		(既設地盤) : カラーコンクリート舗装
	外 装	(工場屋根) : 鋼鉄屋根 (一部) : 瓦葺カレンシウム瓦 1.6m 張り
	外 装	内装カラーコンクリート 0.35m 張り
	土 台 水 切	土台水切り : カラーコンクリート 0.35m 張り 出所 : 同地盤
内	地 盤 保 護	コンクリート打放し仕上げ
	工 場	(外) 鋼鉄屋根
		(内) 瓦葺屋根 瓦葺H=1800 : コンクリート打放し仕上げ
		(内) コンクリート金ゴケ押さえ (H=1000) 1.50m
		(土間) 土 0.15m 張り



3-12

立面图



3-13

断面図